

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成27年9月30日（平成27年（独情）諮問第48号）

答申日：平成28年9月12日（平成28年度（独情）答申第29号）

事件名：開示請求及び異議申立てに対応するための体制を規定した文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく平成26年3月29日付けの開示請求に対し、日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が同年4月7日付け年機構発第6号により行った全部開示決定（以下「原処分」という。）について、異議申立人の開示請求書で特定した開示対象文書とは違う文書が特定されているので、原処分を取り消し、請求した文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 開示決定通知書（平成26年4月7日付け年機構発第6号）では、「開示請求書（平成26年3月29日付け）で特定した開示対象文書」とは違う文書が特定されている。

その結果、開示請求書で請求した情報（文書）は開示されず、請求していない情報（文書）が開示されている。

要するに、開示請求に対する処分は、形式的には「開示」となっているが、実質は「不開示」である。

(2) 本開示決定通知書にも、当然記載（開示）されるべき「決定責任者の職名（所管部局長名）」は記載されておらず、質問しても応えて頂けず（不開示）、当然の「知る権利」が無視されている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経過

本件異議申立てに係る経緯は以下のとおりである。

(1) 開示請求（平成26年3月29日）

日本年金機構本部あてに、以下の文書を求める開示請求書が送付された（平成26年4月1日受付）。

日本年金機構への情報開示請求及び請求に対する処分への異議申立てに対応するための体制（開示・不開示の決定責任者の職名、及び異議申立てに対する容認・却下の決定責任者の職名等）を規定した文書

(2) 原処分（平成26年4月7日）

対象文書を日本年金機構情報公開事務処理要領及び個人情報開示等事務処理要領と特定し、全部開示決定。

(3) 異議申立て（平成26年5月19日）

開示決定を取り消し、請求した情報の開示を求める。（平成26年5月19日受付）。理由としては、以下を主張している。

ア 開示決定通知書（平成26年4月7日付け年機構発第6号）では、「開示請求書（平成26年3月29日付け）で特定した開示対象文書」とは違う文書が特定されている。

その結果、開示請求書で請求した情報（文書）は開示されず、請求していない情報（文書）が開示されている、

要するに、開示請求に対する処分は、形式的には「開示」となっているが、実質は「不開示」である。

イ 本開示決定通知書にも、当然記載（開示）されるべき「決定責任者の職名（所管部局長名）」は記載されておらず、質問しても応えて頂けず（不開示）、当然の「知る権利」が無視されている。

2 諮問庁としての見解

日本年金機構において開示請求制度に対する取扱いを規定した文書は、「日本年金機構情報公開事務処理要領（要領27号）」及び「個人情報開示等事務処理要領（要領第28号）」の2つである。そのため、日本年金機構は両文書を対象文書として特定した。

法に基づく開示請求は、独立行政法人等が保有する法人文書をそのままの形で開示することを定めたものと認識しているところ、異議申立人の主張は、開示した規程の精緻化を求めるもの、あるいは存在しない文書の作成を求めるものと同義であり、妥当ではないと考える。

また、開示決定通知書の記載に関する申立てについては、異議申立人の主観に基づくもので理由がない。

以上のことから、異議申立人の主張は不存在である文書の作成あるいは説明を求めたものであり、法に基づく開示請求制度で求めることはできないため、妥当ではないと考える。

なお、異議申立人から平成26年2月7日に別件の開示請求に関する電話照会があった際に、上記要求については開示請求制度では対応できないことを説明済みであることを申し添える。

3 結論

以上のことから、本件については、日本年金機構の判断は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年8月26日 審議
- ④ 同年9月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当するものとして、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し異議申立人は、開示請求書で特定した開示対象文書とは違う文書が特定されて開示されているなどとして、原処分を取り消し、本件請求文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について、検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会において別紙の2に掲げる本件対象文書を確認したところ、以下のとおりであった。

ア 本件対象文書のうち「日本年金機構情報公開事務処理要領」は、法に基づく法人文書の開示請求に関する一連の事務として、開示請求書の受付、開示・不開示の審査、開示の実施、手数料の納付、異議申立て等のそれぞれの段階における具体的で詳細な対応事項等が定められており、また、「個人情報開示等事務処理要領」は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求に関する一連の事務として、前者と同様な項目について具体的で詳細な対応事項等が定められている。

イ しかし、別紙の1に掲げる本件請求文書についての記述「日本年金機構への情報開示請求及び請求に対する処分への異議申立てに対応するための体制」という観点から見ると、両要領とも、受付窓口の部署を具体的に定めているほかは、担当部署で審査を行った後における開示・不開示等の決定責任者に関しては、明確に記載されているものとは認められない。

ウ 異議申立人は、別紙の1に掲げる本件請求文書の括弧書きの記載として「開示・不開示の決定責任者の職名、及び異議申立てに対する容認・却下の決定責任者の職名等」、及び異議申立書の記載として「本開示決定通知書にも、当然記載（開示）されるべき「決定責任者の職名（所管部局長名）」は記載されておらず、質問しても応えて頂けず（不開示）、当然の「知る権利」が無視されている。」としていることから、特に、決定責任者の職名を規定した文書の開示を求めているものと解される。

(2) 上記(1)ウに関連して、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、日本年金機構の事務における決裁権者を規定した文書の有無を確認させたところ、諮問庁から、別紙の3に掲げる「日本年金機構事務処理規程」の提示があったことから、その内容等を確認したところ、同規程の別表において、決裁事項ごとの決裁権者の職名が記載されており、このうち、法及び独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律に関する開示決定、異議申立てに係る決定等に係る決裁権者の職名が記載されていることが認められた。

(3) したがって、本件請求文書に該当するものとして、本件対象文書の外に、別紙の3に掲げる日本年金機構事務処理規程が存在することが認められることから、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、日本年金機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 本件請求文書

日本年金機構への情報開示請求及び請求に対する処分への異議申立てに対応するための体制（開示・不開示の決定責任者の職名，及び異議申立てに対する容認・却下の決定責任者の職名等）を規定した文書

2 本件対象文書

日本年金機構情報公開事務処理要領及び個人情報開示等事務処理要領

3 日本年金機構事務処理規程